

昭和二十九年労働省令第十三号

年少者労働基準規則

女子年少者労働基準規則(昭和二十二年労働省令第八号)の全部を次のように改正する。(児童の使用許可申請)

第一条 使用者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。)第五十六条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第一号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

第二条 所轄労働基準監督署長は、前条の規定によつてされた使用許可の申請について許可の決定をしたときは、申請をした使用者にその旨を通知するとともに、前条に規定する添付書類を返還し、許可しないときは、当該申請にかかる児童にその旨を通知しなければならない。

第三条 法第五十八条第二項の規定による労働契約の解除は、様式第二号の労働契約解除書により、所轄労働基準監督署長が行う。

第四条 削除

第五条 法第六十一条第三項の規定による許可は、様式第三号の交替制による深夜業時間延長許可申請書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

第六条 削除

第七条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

Table with 2 columns: 場合 (場合), 重量(単位キログラム) (重量(単位キログラム)).

Table with 4 columns: 満十六歳未満, 満十六歳以上満十八歳未満, 男, 女, 八, 十, 十五, 二十.

第八條 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

十四 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横切丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。)

ム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
三十三 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

により、所轄労働基準監督署長から受けなければならぬ。

2 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第七条の規定による認定を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、法第六十四条ただし書の規定による認定を受けたものとする。

**附則 抄**

- 1 この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 4 この省令施行前に改正前の第十条の規定に基づいてされた行政官庁の労働契約の解除は、改正後の第三条の規定に基づいてされた労働契約の解除とみなす。
- 5 この省令施行前に改正前の第十一条の規定による許可又は改正前の第十七条の規定による認定は、それぞれ、改正後の第五条の規定による許可又は改正後の第十二条の規定による認定とみなす。
- 6 この省令施行前に改正前の第三条、第十一条又は第十七条の規定に基づいてされた申請は、それぞれ、改正後の第一条、第五条又は第十二条の規定に基づいてされた申請とみなす。
- 7 改正前の第十八条第二項の規定による証券は、改正後の第十三条第二項の規定による証券とみなす。

**附則**

- （昭和四四年二月一日労働省令第二号）抄**
- 1 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 附則**（昭和三十四年二月二日労働省令第三号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 附則**（昭和三十四年七月二日労働省令第二号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。
- 附則**（昭和三十五年一月二日労働省令第五号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 附則**（昭和三十七年四月一三日労働省令第一〇号）抄

**（施行期日）**

第一条 この省令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

**附則**（昭和三十七年九月二日労働省令第二〇号）抄

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附則**

- （昭和四一年二月二日労働省令第三五号）抄**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 附則**（昭和四二年八月一日労働省令第二二号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則**（昭和四三年五月二日労働省令第五号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。
- 附則**（昭和四三年六月一日労働省令第一六号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則**（昭和四四年一月二日労働省令第一号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 附則**（昭和四五年九月二日労働省令第二号）抄
- （施行期日）**

**附則**

- （昭和四八年三月二日労働省令第三号）抄**
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
- 附則**（昭和四八年三月二日労働省令第三号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

**附則**（昭和五九年六月二日労働省令第一四号）抄

**（施行期日）**

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**附則**

- （経過措置）**
- 第二条 改正前の女子年少者労働基準規則第十三条第二項の規定による証券は、改正後の同項の規定による証券とみなす。
- 附則**（昭和六〇年六月一日労働省令第一七号）抄
- （施行期日）**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の女子年少者労働基準規則第十三条第二項の規定による証券は、改正後の同項の規定による証券とみなす。
- 附則**（昭和六一年一月二日労働省令第三号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- （経過措置）**
- 第二条 附則第四条の規定による改正前の女子年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）第十三条第二項の規定による証券は、第十三条第二項の規定による証券とみなす。
- 附則**（平成二二年一月三十一日労働省令第二号）抄
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附則**

- （処分、申請等に関する経過措置）**
- 第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法

律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

**（様式に関する経過措置）**

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

**附則**

- （平成二二年一月三十一日労働省令第四一号）抄**
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二四年二月二日厚生労働省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九号）（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二号）

この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年二月二日厚生労働省令第一九三号）抄

1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十二月二十三日）から施行する。

附則（平成一九年六月一日厚生労働省令第八六号）

この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二日厚生労働省令第二〇三号）（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号（第一条関係）

使用許可申請書

Table with columns for business type, name, location, employee name, sex, birth date, position, and labor hours.

労働基準監督署長 殿
記載心得 労働時間の欄は赤字時間を（ ）内に記入すること。

様式第二号（第三条関係）

様式第二号（第三条関係）

労働契約解除書

Table with columns for contract content, employee name, business name, location, and date.

右の労働契約は、次の理由により、労働基準法第五十八条第四項の規定に基づいて解除する。

理由
年 月 日
労働基準監督署長 殿

備考

- 1 この通知は本通知の発令にこの通知があつたことを加つた日の翌日から起算して三箇月以内に厚生労働大臣に対して審判請求をすることができ、（処分があつた日から）一年を経過した場を指す。
2 この通知に対する取消訴訟については、国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。（この処分があつたことを加つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができ、処分があつた日から）一年を経過した場を指す。
3 ただし、処分があつたことを加つた日の翌日から起算して三箇月以内に審判請求した場合は、処分の日を起算する。その審判請求に対する裁決が受けた日の翌日から起算して三箇月以内に提起しなければならぬ。裁決があつた日から）一年を経過した場を指す。

